別表　補助上限額の詳細について

１　妊孕性温存療法で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療について第３条第２号に定める交付決定及び額の確定を受けたもの

治療内容	助成上限額	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	5 万円				

２　妊孕性温存療法で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療について第３条第２号に定める交付決定及び額の確定を受けたもの

治療内容	助成上限額	卵子解凍	採精	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	10 万円										
B　凍結胚移植を実施	10 万円										
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	5 万円										
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10 万円										
F　受精できず、また受精したが胚が発育せず	10 万円										

３　妊孕性温存療法で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療について第３条第２号に定める交付決定及び額の確定を受けたもの

治療内容	助成上限額	採卵まで			卵子解凍	採精	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵				胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	10 万円													
B　凍結胚移植を実施	10 万円													
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	5 万円													
D　人工授精を実施	5 千円													
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10 万円													
F　受精できず、また受精したが胚が発育せず	10 万円													
G　採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10 万円													
H　採卵したが発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外													
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外													

４　妊孕性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療について第３条第２号に定める交付決定及び額の確定を受けたもの

治療内容	助成上限額	採卵まで			卵子解凍	採精	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵				胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A　新鮮胚移植を実施	10 万円													
B　凍結胚移植を実施	10 万円													
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	5 万円													
D　人工授精を実施	5 千円													
E　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10 万円													
F　受精できず、また受精したが胚が発育せず	10 万円													
G　採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10 万円													
H　採卵したが発育しない、又は排卵終了のため中止	対象外													
I　排卵準備中、体調不良等により治療中止	対象外													